

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	特EP-025 (説)
提出年月日	2022年11月29日

# 島根原子力発電所 2号炉 重大事故等対処施設の設置について 所内常設直流電源設備 (3系統目)

---

2022年11月  
中国電力株式会社

1. 所内常設直流電源設備（3系統目）の概要
  2. 所内常設直流電源設備（3系統目）の見直しについて
  3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の基準適合性について
  4. 所内常設直流電源設備（3系統目）の電源系統図
  5. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設備仕様
  6. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置場所
  7. 所内常設直流電源設備（3系統目）の容量根拠
  8. 所内常設直流電源設備（3系統目）の給電に対する優先順位
  9. 所内常設直流電源設備（3系統目）の特に高い信頼性について
- (参考) S A 個別条文における3系統目からの給電可否

# 1. 所内常設直流電源設備（3系統目）の概要 （1 / 2）【設備】

資料番号:特EP-025  
P.93

資料番号:特EP-025-01(補)  
57-1-1

2

➤ 更なる信頼性を向上するため、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、特に高い信頼性を有する3系統目の所内常設直流電源設備として、115V系蓄電池（3系統目）を設置する。

115V系蓄電池（3系統目）は、全交流動力電源喪失発生後、SA用115V系蓄電池が機能喪失した場合、2系統目の可搬型直流電源設備よりも先に給電を開始する。

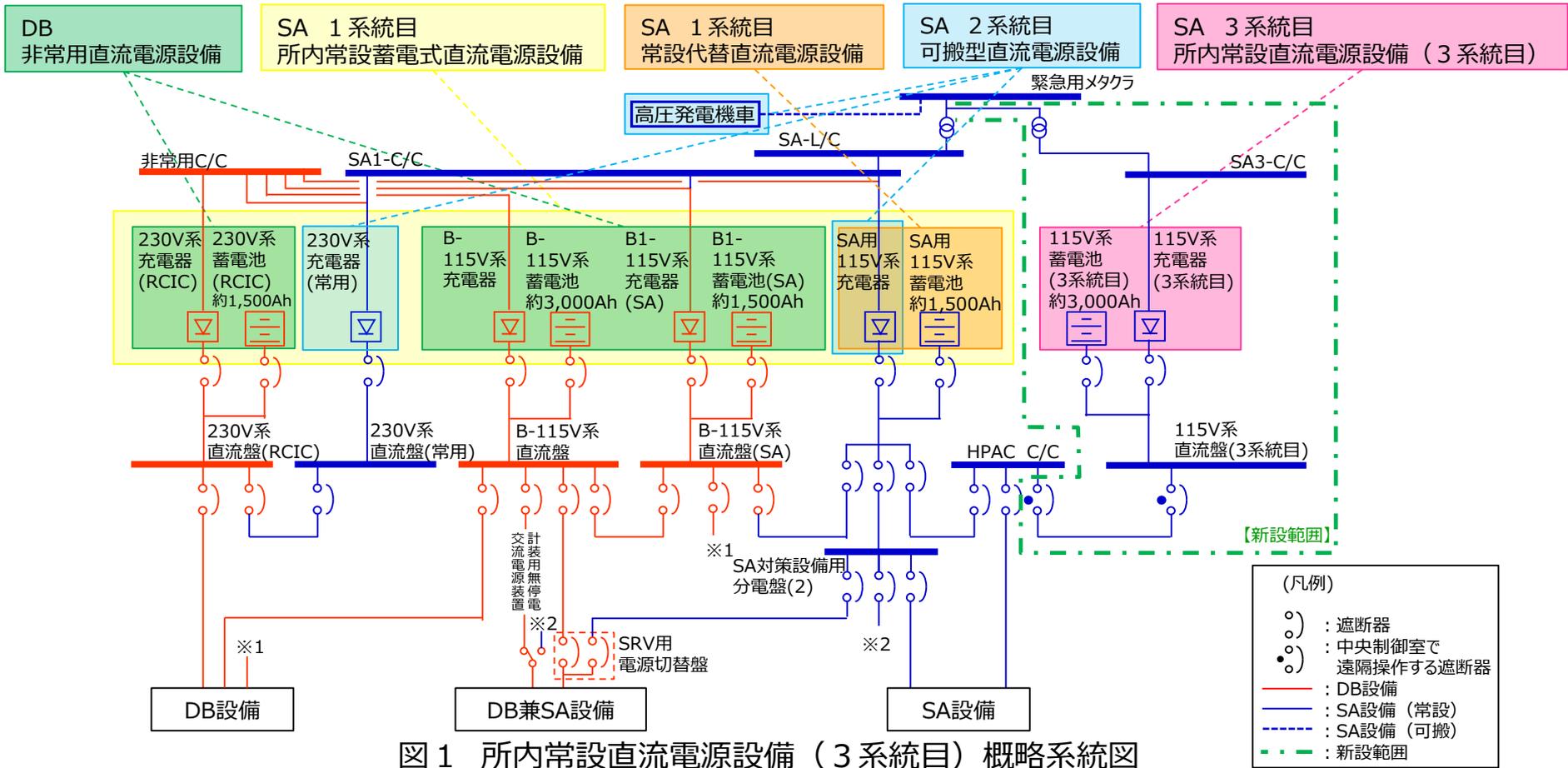


図1 所内常設直流電源設備（3系統目）概略系統図

<変更申請書>  
 本文五号, 添付書類八(設備関係) 38条地盤, 39条地震, 40条津波, 41条火災, 43条SA全般, 45条高压注水\*, 46条減圧\*, 第48条熱輸送\*, 50条過圧破損防止\*, 52条PCV水素\*, 53条建屋水素\*, 54条SFP\*, 57条電源, 58条計装  
 ※電源の文言追加のみの修正

# 1. 所内常設直流電源設備（3系統目）の概要 （2 / 2）【手順】

資料番号:特EP-025  
P.93

資料番号:特EP-025-01(補)  
57-1-1

3

➤ 115V系蓄電池（3系統目）を設置するにあたり、運用方法を決定し、手順を定める。

## 【基本的な運用想定】

- ・ S A用115V系蓄電池において、想定外の枯渇等による機能喪失があった場合に給電開始する。
- ・ 給電を開始し、24時間以上にわたって給電を継続する。
- ・ 可搬型直流電源設備（2系統目）の準備が完了次第、同設備からの給電に切替え、更に長期にわたる給電を可能とする。

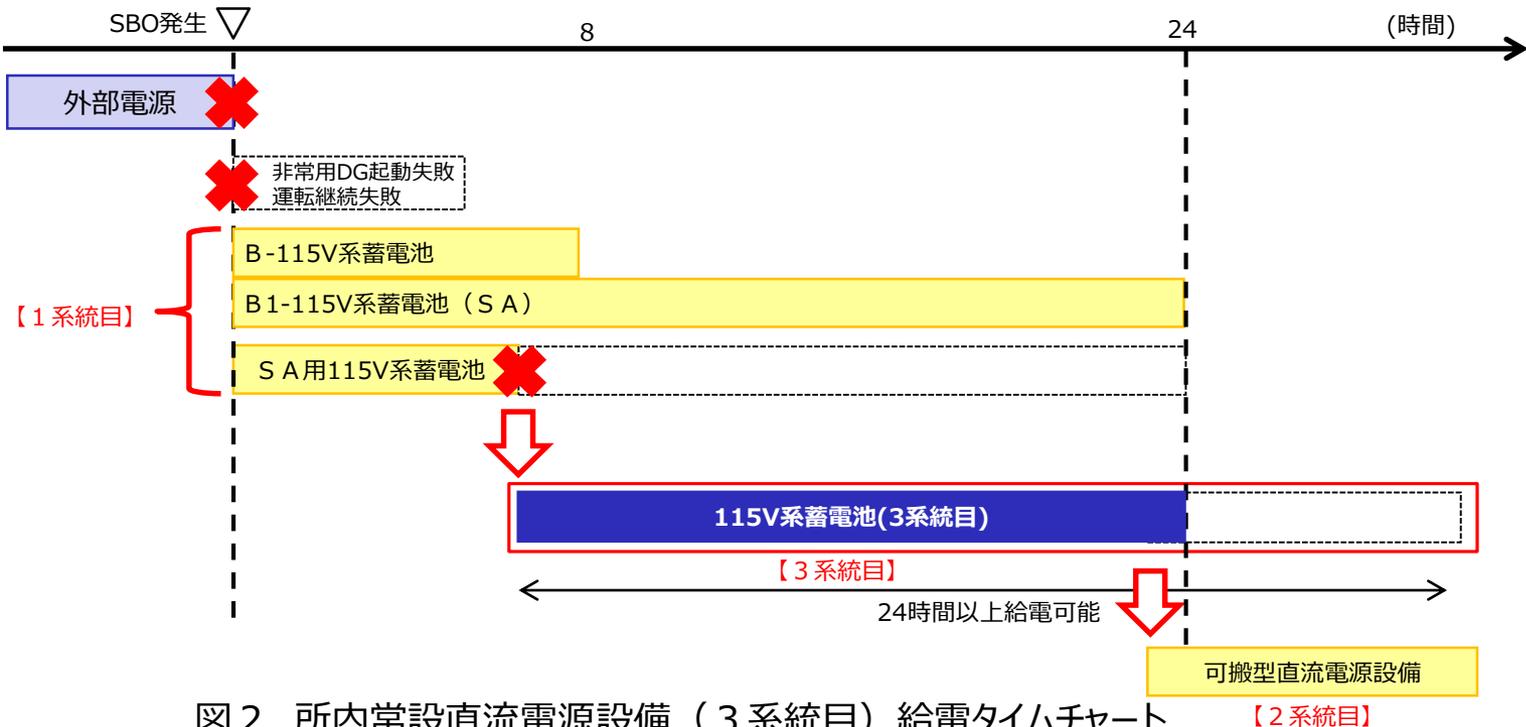


図2 所内常設直流電源設備（3系統目）給電タイムチャート

<変更申請書>

➤ 本文十号, 添付書類十(手順) 1.14電源等の手順, 1.15事故時計装

## 2. 所内常設直流電源設備（3系統目）の見直しについて（1 / 2）

所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「3系統目」という）は、2022年2月設置変更許可補正申請（以下「補正」という）以降の検討結果を踏まえ、以下内容に見直す。

### ○補正時の3系統目の考え方

#### 【設置許可基準規則第五十七条（電源設備）第2項 抜粋】

発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。

- 上記により3系統目は、常設の直流電源設備のDB負荷又はSA負荷へ給電できる容量の蓄電池を設置することと解釈し、DB負荷へも給電を行う設計としていた。



見直し

### ○補正以降の検討結果を踏まえた3系統目の考え方

- 設置許可基準規則のSA個別条文において、重大事故等対処設備である常設代替直流電源設備が機能喪失したとしても、直流電源を必要とする負荷に対して3系統目から給電することにより、第57条第2項の要求である「炉心の著しい損傷」等防止を満足することを確認したことから、3系統目から常設代替直流電源設備のSA負荷のみへ給電する。



### 3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の 基準適合性について（1 / 5）

資料番号:特EP-025  
P.3~23

資料番号:特EP-025-01(補)  
45-1-1~58-1-1,添付1-1~添付1-11

6

➤ 設置許可基準への適合のための設計方針及び既許可からの補正内容は以下のとおり。

表1 設計方針及び既許可からの補正内容

設置許可基準への適合のための設計方針	既許可からの補正内容
<p>第38条 重大事故等対処施設の地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</li> <li>・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</li> <li>・将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</li> </ul>	<p>左記設計方針により重大事故等対処施設として、第3バッテリー格納槽を設置（第3バッテリー格納槽の地盤等は別途説明） 左記設計方針により重大事故等対処施設である第3バッテリー格納槽に設置する設備として、所内常設直流電源設備（3系統目）を追加</p>
<p>第39条 地震による損傷の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</li> </ul>	<p>左記設計方針により設置する常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備として、所内常設直流電源設備（3系統目）を追加</p>
<p>第40条 津波による損傷の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。</li> </ul>	<p>左記設計方針により設置する津波防護対象設備として、所内常設直流電源設備（3系統目）を追加</p>
<p>第41条 火災による損傷の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生防止、火災感知及び消火の措置を講じるものとする。</li> </ul>	<p>（2 / 5）（3 / 5）にて説明</p>
<p>第43条 重大事故等対処設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重大事故等対処設備としての要求事項を満足する設計とする。</li> </ul>	<p>常設重大事故等対処設備に所内常設直流電源設備（3系統目）を追加。1系統目及び2系統目との比較については、（4 / 5）にて説明</p>
<p>第57条 電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する。</li> </ul>	<p>（4 / 5）及び7. 所内常設直流電源設備（3系統目）の容量根拠にて説明</p>
<p>第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 第58条 計装設備</p>	<p>直流電源に所内常設直流電源設備（3系統目）を追加</p>

### 3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の基準適合性について（2 / 5）

資料番号:特EP-025-01(補)  
41-1-1~41-2-18

#### ➤ 内部火災の基本事項について

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第四十一条において火災防護対策が第八条の解釈に準ずるものとされ、第八条で「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に適合することを要求されている。審査基準を踏まえ、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を実施する。

表2 火災の発生防止、火災の感知及び消火を考慮した火災防護対策

対策項目	島根原子力発電所2号炉 重大事故等対処設備 (既許可SA設備)	島根原子力発電所2号炉 115V系蓄電池（3系統目） ＜第3バッテリー格納槽内に設置＞
火災の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を実施（発生した水素ガス換気及び検知対策、電気系統の過電流防止対策等）</li> <li>重大事故等対処施設のうち、主要な構造材等是不燃性材料又は難燃性材料を使用</li> <li>落雷、地震等の自然現象による原子炉施設内の構築物、系統及び機器の火災の発生防止対策を実施（耐震設計等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>115V系蓄電池（3系統目）から発生する水素ガスの換気及び水素濃度検知器の設置、電気系統の過電流防止対策等を実施</li> <li>115V系蓄電池（3系統目）の主要な構造材等是不燃性材料又は難燃性材料を使用</li> <li>115V系蓄電池（3系統目）は、第3バッテリー格納槽内に設置することにより、落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止対策を実施（耐震設計等）</li> </ul>
火災の感知	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる感知方式の感知器を組み合わせ設置</li> <li>火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能ないように電源確保を行い、中央制御室で常時監視できるよう設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>115V系蓄電池（3系統目）を設置する火災区域又は火災区画の環境条件や火災の性質を考慮して火災感知器の型式を選定し、固有の信号を発する異なる感知方式の感知器を組み合わせ設置</li> <li>火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能ないように電源確保を行い、中央制御室で常時監視できるよう設計</li> </ul>
火災の消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる場合には、自動又は手動操作による固定式消火設備を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>115V系蓄電池（3系統目）を設置する火災区域又は火災区画は、煙の充満により消火活動が困難となるものとして固定式消火設備である全域ガス消火設備を設置</li> </ul>

➤ 上表のとおり、既許可SA設備と所内常設直流電源設備（3系統目）は、火災の発生防止、感知及び消火対策の基本方針に差異はない。

➤ 所内常設直流電源設備（3系統目）における火災感知・消火設備の選定については、次頁に示す。

### 3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の 基準適合性について（3 / 5）

資料番号:特EP-025-01(補)  
41-2-12~ 41-2-18

8

#### ➤ 火災感知・消火設備の選定について

##### 感知設備

基本的な感知設備の設計方針は既設建物と同じであり、環境条件や火災の性質を考慮し火災を早期に感知できるよう、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせる設計とする。ただし、爆発性雰囲気形成のおそれのある場所は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。

- 115V系蓄電池（3系統目）を設置する第3バッテリー格納槽の蓄電池室は、爆発性雰囲気形成のおそれのある場所であり、万一の水素濃度上昇を考慮して、非アナログ式で防爆型の煙感知器及び熱感知器による異なる感知方式の感知器を組み合わせる設計とする。
- 115V系蓄電池（3系統目）は、中央制御室から火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。

##### 消火設備

基本的な消火設備の設計方針は既設建物と同じであり、各建物、設備の状況に合わせて適切な消火設備を設置する。

- 115V系蓄電池（3系統目）は、第3バッテリー格納槽内に設置することから、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして、固定式消火設備である全域ガス消火設備を設置する。
- 115V系蓄電池（3系統目）は、電気設備であり水による消火が適さないことから、電気絶縁性の高いハロゲン化物消火剤を用いた全域ガス消火設備を設置する。

# 3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の 基準適合性について（4 / 5）

資料番号: 特EP-025-01(補)  
57-2-3

➤ 設置許可基準規則第五十七条の要求について、設備及び設置場所に対する考慮事項を以下のとおり整理する。

表3 直流電源設備の設計比較

設置許可基準規則	設計基準対象施設		重大事故等対処施設		
	第33条第2項 【DB系統】	第57条第2項b) 【SA 1系統目】	第57条第1項c) 【SA 2系統目】	第57条第2項 【SA 3系統目】	
対象設備	<区分Ⅰ> ・A-115V系蓄電池 ・A-原子炉中性子計装用蓄電池 <区分Ⅱ> ・B-115V系蓄電池 ・B1-115V系蓄電池 (SA) ・B-原子炉中性子計装用蓄電池 ・230V系蓄電池 (RCIC) <区分Ⅲ> ・高圧炉心スプレイ系蓄電池	・B-115V系蓄電池 ・B1-115V系蓄電池 (SA) ・230V系蓄電池 (RCIC) ・SA用115V系蓄電池	・高圧発電機車 ・B1-115V系充電器 (SA) ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器 (常用)	・115V系蓄電池 (3系統目)	
設備に対する考慮事項	多重性又は多様性	・区分Ⅰ, 区分Ⅱ及び区分Ⅲの多重化	・DB系統と同時にその機能を損なわれるおそれがないこと	・DB系統, 及びSA 1系統目と同時にその機能を損なわれるおそれがないこと	
	号炉間の共用	・共用しない設計	・同左	・同左	
耐震性	・基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと ・弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きいほうの地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまること	・基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと	・基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと ・弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きいほうの地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまること	・基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと ・弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きいほうの地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまること	
設置場所に対する考慮事項	地震	・適用される地震力に対して安全上支障がないことが確認された建物に設置	・同左	・地震による周辺斜面の崩壊を受けない場所に適切に保管	
	津波	・津波の影響を受けない場所に設置	・同左	・同左	
	火災	・火災発生防止, 感知・消火及び影響軽減対策を実施	・火災発生防止, 感知・消火対策を実施	・同左	・同左
	溢水	・溢水による影響を考慮した設置高さ (場所) に設置	・同左	・屋外に設置 (分散配置)	・溢水による影響を考慮した設置高さ (場所) に設置
	外部からの衝撃	・頑健性を確保した建物に設置	・同左	・屋外に設置 (分散配置)	・頑健性を確保した格納槽に設置
位置的分散	・区分Ⅰ, 区分Ⅱ及び区分Ⅲの区画分離	・DB系統と位置的分散	・DB系統及びSA 1系統目と位置的分散	・DB系統, SA 1系統目及びSA 2系統目と位置的分散	

### 3. 所内常設直流電源設備（3系統目）の 基準適合性について（5 / 5）

資料番号:特EP-025  
P.80～89,100～106

資料番号:特EP-025-02(補)  
1.14～89,206,207

10

➤ 技術的能力基準への適合性については、以下の設計とする。

- 「第10-1表 重大事故等対策における手順書の概要」及び「第10-2表 重大事故等対策における操作の成立性」に所内常設直流電源設備（3系統目）を用いた手順を反映
- 所内常設直流電源設備（3系統目）を用いた手順の有効性を確認（1.14に反映）
- 「第1.2-4表 大規模損壊発生時の対応操作一覧」等に所内常設直流電源設備（3系統目）を用いた手順を反映
- アクセスルートの確保（屋内アクセスルートの確保）  
中央制御室内での操作であるため、既許可からの変更はない。
- 手順書の整備，教育及び訓練の実施並びに体制の整備  
重大事故等発生時に的確かつ柔軟に対処できるよう，手順書を整備し，教育及び訓練を実施するとともに，要員を確保する等の必要な体制を整備（1.14にて確認）

# 4. 所内常設直流電源設備（3系統目）の電源系統図【操作手順】

資料番号：特EP-025  
P.57,58

資料番号：特EP-025-01(補)  
57-4-2

- 所内常設直流電源設備（3系統目）は、**特に高い信頼性（耐震性等）を確保するために、第3バッテリー格納槽内に設置する。**
- 電源切替操作は、中央制御室にて以下の①及び③並びに現場にて②の3箇所を実施。

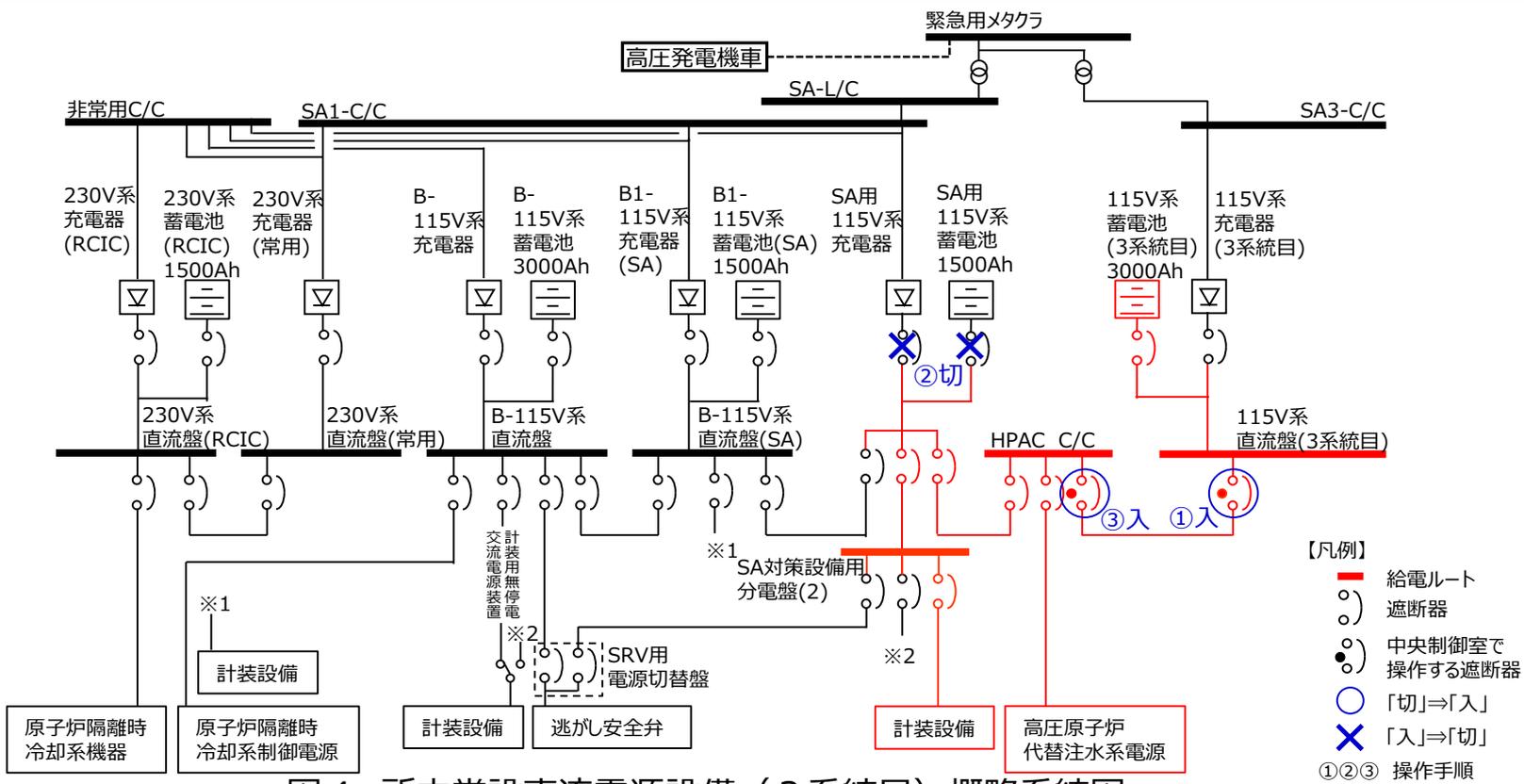


図4 所内常設直流電源設備（3系統目）概略系統図

- 115V系直流盤(3系統目)とHPAC C/Cの連絡遮断器は常時「切」となっており、各負荷へはSA用115V系蓄電池から給電されている。
- SRV用電源切替盤の電源側配線用遮断器はB-115V系直流盤側が常時「入」、SA対策設備用分電盤(2)側が常時「切」となっており、SRV用電源切替盤は常時B-115V系直流盤から給電されている。
- 所内常設直流電源設備(3系統目)の使用開始を判断した場合、速やかに中央制御室からの遠隔操作及び現場にて切替操作を実施する。

## 5. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設備仕様

資料番号:特EP-025-01(補)  
57-3-1~57-3-3

- 所内常設直流電源設備（3系統目）の115V系蓄電池（3系統目）は、既設の直流電源設備であるS A用115V系蓄電池でも使用する制御弁式蓄電池を採用する。
- 115V系蓄電池（3系統目）の仕様は以下のとおり。

表4 蓄電池仕様

名称	仕様	
	115V系蓄電池 (3系統目)	型式
組数		1
容量		約3,000Ah
電圧		115V

制御弁式鉛蓄電池は、バント形鉛蓄電池に比べて以下の点で優位性がある。

○ 1組での大容量実装が可能

制御弁式鉛蓄電池1組の最大容量の約3,000Ahを採用しており、バント形鉛蓄電池の1組の最大容量（約2,400Ah）以上となっている。1系統あたりの部品構成数が少なくなる事は全体の故障発生を小さくする優位性があることに加え、設置スペースの縮小が可能となる。

○ エネルギー保持性能が高い

バント形よりエネルギー保持特性が高く、自己放電率が低い。

○ 水素放出量が小さい

過充電時の水素放出量はバント形に比べて少ない。（必要換気量も約2割小さくする事が可能）

○ 不具合発生時の早期対応が可能

鉛蓄電池として生産流通で主流型となっており、故障時等の入替えや部品手配についてバント形より余裕がある。

## 6. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置場所（1 / 2）

資料番号:特EP-025  
P.30

資料番号:特EP-025-01(補)  
57-5-4

13

- ▶ 所内常設直流電源設備（3系統目）の115V系蓄電池（3系統目）を設置する場所として、地震、津波、溢水、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた第3バッテリー格納槽を設置する設計とする。（第3バッテリー格納槽の地盤等は別途説明）

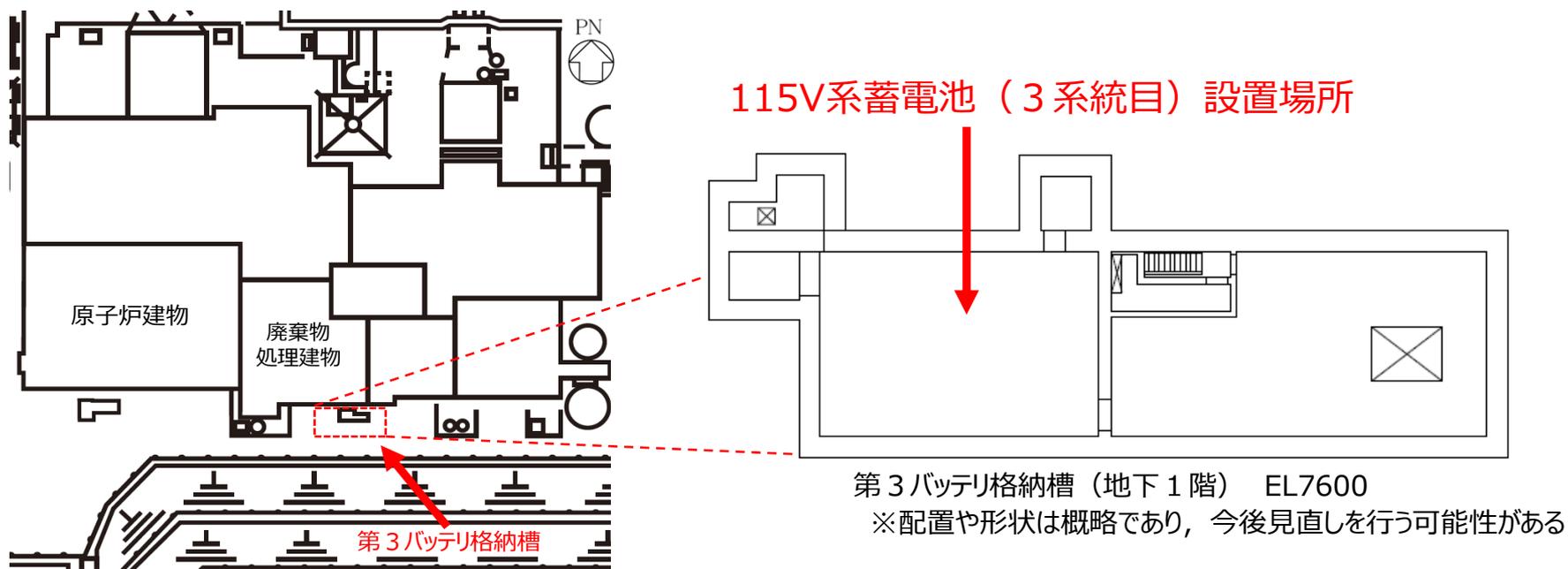


図5 第3バッテリー格納槽配置図

<変更申請書>  
▶ 添付書類六, 添付書類八

## 6. 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置場所（2 / 2）

資料番号:特EP-025  
P.95.96

資料番号:特EP-025-01(補)  
57-5-3

14

- 所内常設直流電源設備（3系統目）の115V系蓄電池（3系統目）は、設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びD B, S Aの各蓄電池と位置的分散を図る。さらに可搬型直流電源設備とも位置的分散を図る。

表5 直流電源設備の設置場所

機器名称	設置場所	設置高さ
A - 115V系蓄電池	廃棄物処理建物	EL 16.9m
B - 115V系蓄電池	廃棄物処理建物	EL 12.3m
B1 - 115V系蓄電池 (S A)	廃棄物処理建物	EL 12.3m
高圧炉心スプレイ系蓄電池	原子炉建物	EL 6.0m
230V系蓄電池 (R C I C)	廃棄物処理建物	EL 12.3m
A - 原子炉中性子計装用蓄電池	廃棄物処理建物	EL 16.9m
B - 原子炉中性子計装用蓄電池	廃棄物処理建物	EL 12.3m
S A用115V系蓄電池	廃棄物処理建物	EL 16.9m
115V系蓄電池 (3系統目)	第3バッテリー格納槽	EL 7.6m
非常用ディーゼル発電機	原子炉建物	EL 2.8m
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	原子炉建物	EL 2.8m
可搬型直流電源設備 (高圧発電機車)	第1保管エリア 第4保管エリア	EL 50m EL 8.5m

## 7. 所内常設直流電源設備（3系統目）の容量根拠（1/2）

資料番号:特EP-025-01(補)  
57-6-1~57-6-3

15

- 115V系蓄電池（3系統目）の容量については、全交流動力電源喪失（SBO）時に、24時間以上にわたる直流電力の供給に必要な容量を以下のとおり算出し、それを上回る約3,000Ahとした。

$$C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$$

$$= \frac{1}{0.8} [24.90 \times 408.6 + 24.90 \times (46.8 - 408.6) + 0.91 \times (156.6 - 46.8)] = 1,582 \text{Ah}$$

表6 算出条件一覧

24時間(1,440分間)給電での必要容量 (Ah)	C	
保守率	L	0.8
容量換算時間	K <sub>1</sub>	24.90
	K <sub>2</sub>	24.90
	K <sub>3</sub>	0.91
負荷電流 (A)	I <sub>1</sub>	408.6
	I <sub>2</sub>	46.8
	I <sub>3</sub>	156.6

(参考文献:「据置蓄電池の容量算出法」(電池工業会規格SBA S 0601-2014))

115V系蓄電池（3系統目）の容量は、1,582Ahを上回る約3,000Ahを有するため、合計1,440分以上（24時間以上）、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能である。

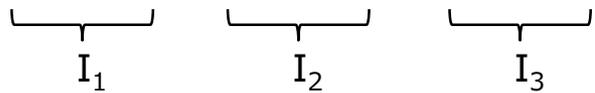
# 7. 所内常設直流電源設備（3系統目）の容量根拠（2/2）

資料番号:特EP-025-01(補)  
57-6-1~57-6-3

- 全交流動力電源喪失時から1時間以内に中央制御室において行う簡易な操作以外での負荷の切り離しを行わず合計24時間にわたり、115V系蓄電池（3系統目）から直流電力を供給できる設計とする。
- 115V系蓄電池（3系統目）の負荷は以下のとおり。

表7 115V系蓄電池（3系統目）負荷

負荷名称	負荷電流（A）と運転時間			備考
	0分～1分	1分～1,439分	1,439分～1,440分	
HPAC注水弁等	236	0	0	
RCIC HPACタービン蒸気入口弁	110	0.2	110	
SA対策設備用分電盤(2) (SRV用電源切替盤, 重大事故操作盤等)	46.6	46.6	46.6	
遠隔操作回路	16	0	0	
合計	408.6	46.8	156.6	



# 8. 所内常設直流電源設備（3系統目）の 給電に対する優先順位

資料番号:特EP-025-02(補)  
1.14-176

- 全交流動力電源喪失時、重大事故等対処設備はS A用115V系蓄電池から自動給電される。交流動力電源設備が復旧できない場合は、S A用115V系蓄電池により24時間以上にわたって給電が継続される。
- S A用115V系蓄電池が想定外の枯渇等により機能喪失した場合、115V系蓄電池（3系統目）を使用する。なお、可搬型直流電源設備の準備が完了した場合には、同設備から給電することにより、長期にわたる負荷への給電を可能とする。

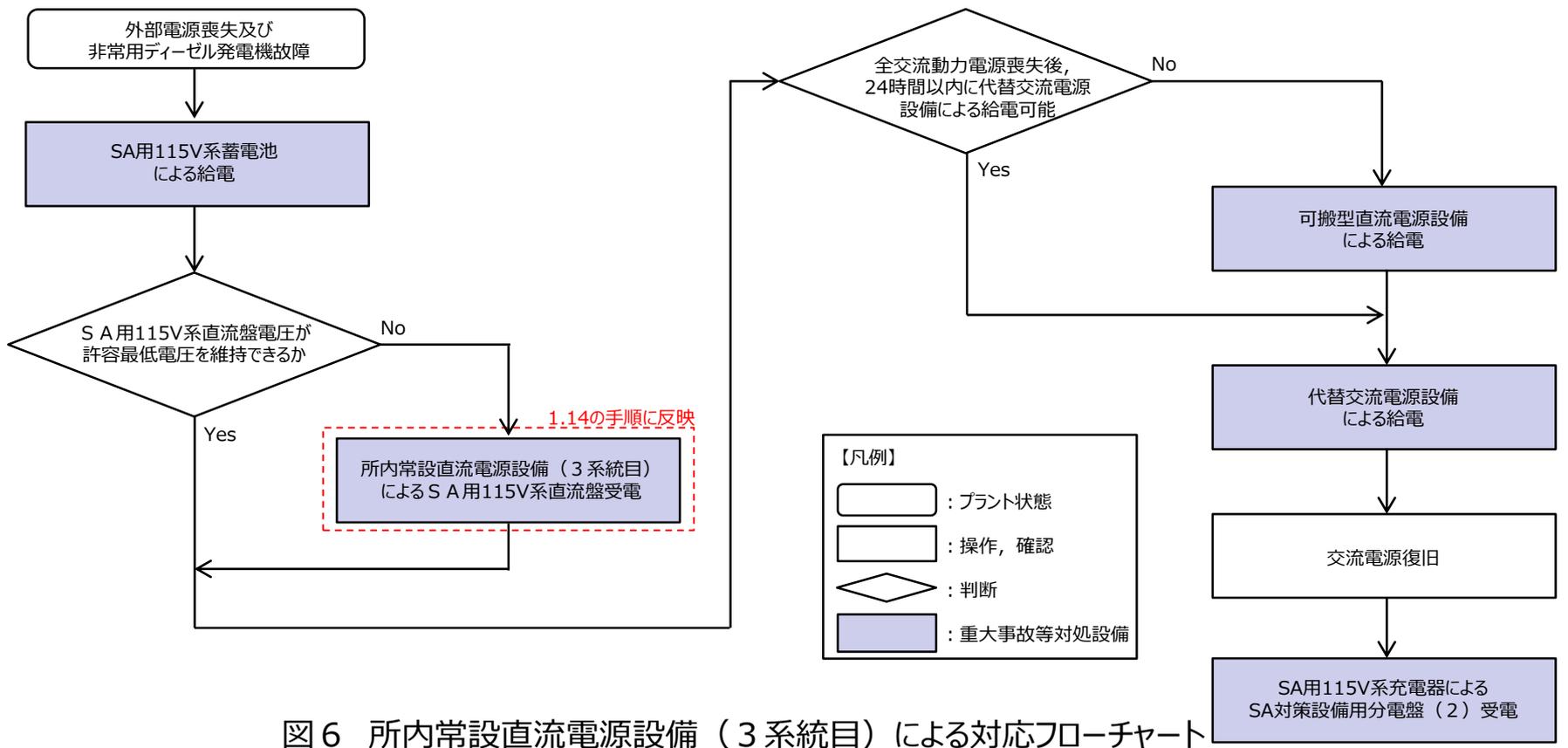


図6 所内常設直流電源設備（3系統目）による対応フローチャート

## 9. 所内常設直流電源設備（3系統目）の 特に高い信頼性について

➤ 所内常設直流電源設備（3系統目）の特に高い信頼性を確保するため、以下を考慮した設計とする。

- ・所内常設直流電源設備（3系統目）については、主として、基準地震動  $S_s$  による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動  $S_d$  による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる設計とすることで、重大事故等対処設備としての耐震性を向上し、特に高い信頼性を確保する。
- ・115V系蓄電池（3系統目）を第3バッテリー格納槽内に設置する設計とし、地震、津波、溢水、火災、外部からの衝撃による影響、既存の設計基準事故対処設備・重大事故等対処設備との位置的分散等の考慮事項に確実に対応することで、高い信頼性を確保する。
- ・制御弁式鉛蓄電池を採用することで、ベント形鉛蓄電池に比べて1系統あたりの部品構成数が少なくなる事により、全体の故障頻度を低減する優位性があることに加え、設置スペースの縮小が可能となる。また、高いエネルギー保持性能、少ない水素排出量といった利点に加え、現在主流となる型式を採用することで、不具合対応時の部品供給の優位性といった利点も活用できる。

## (参考) S A 個別条文における 3 系統目からの給電可否

- 設置許可基準規則の S A 個別条文において、重大事故等対処設備である常設代替直流電源設備が機能喪失したとしても、直流電源を必要とする負荷に対して 3 系統目から給電することにより、第 57 条第 2 項の要求である「炉心の著しい損傷」等防止を満足する。

表 8 S A 個別条文における 3 系統目からの給電可否

SA 条文 (設置許可基準規則)	炉心の著しい損傷等防止するために直流電源を供給する設備	直流電源要否	3 系統目からの給電による炉心の著しい損傷等防止可否	設備記載見直し箇所の有無	手順記載見直し箇所の有無	
第 44 条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	代替制御棒挿入機能、ほう酸注入系等	対象外 交流電源復旧後に使用	対象外	無	無
第 45 条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	高圧原子炉代替注水系	要	可	有	無
第 46 条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	逃がし安全弁	要	可	有	無
第 47 条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	低圧原子炉代替注水系等	対象外 交流電源復旧後に使用	対象外	無	無
第 48 条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	要	可	有	無
第 49 条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	低圧原子炉代替注水系等	対象外 交流電源復旧後に使用	対象外	無	無
第 50 条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	要	可	有	無
第 51 条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	低圧原子炉代替注水系等	対象外 交流電源復旧後に使用	対象外	無	無
第 52 条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	要	可	有	無
第 53 条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	静的触媒式水素処理装置入口温度、静的触媒式水素処理装置出口温度	要	可	有	無
第 54 条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA), 燃料プール監視カメラ (SA)	要	可	有	無
第 57 条	電源設備	-	関連条文	関連条文	関連条文	関連条文
第 58 条	計装設備	SA 個別条文にて必要な計装設備	要	可	有	有